

○総務省告示第二十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十二号（総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>【一】略</p> <p>二 電波が人体側頭部にばく露する場合の総合照射比の算出方法</p> <p>設備規則第十四条の二第二項第一号の表（以下この項において「同表」という。）の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が人体側頭部に係るもの場合は、次の（一）から（三）までのいずれかの手順により、複数帯域同時送信時における総合照射比を算出すること。ただし、複数帯域同時送信時において、同時に送信される複数の送信周波数帯のうち、送信される周波数帯が三〇MHzを超えるものがある場合は、三〇MHzを超える周波数帯にかかる照射比を求める際、設備規則第十四条の二第一項第一号の表を「同表」と読み替えるとともに、同表の第三欄に掲げる測定項目を「人体側頭部の任意の体表面一平方センチメートルにおける入射電力密度」とする。</p> <p>【一】（三）略</p>	<p>【一】同上</p> <p>【二】同上</p> <p>二 同上</p> <p>設備規則第十四条の二第二項第一号の表（以下この項において「同表」という。）の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が人体側頭部に係るもの場合は、次の（一）から（三）までのいずれかの手順により、複数帯域同時送信時における総合照射比を算出すること。</p> <p>【一】（三）同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	